



### 旧広島陸軍被服支廠に関する収蔵資料

陸軍被服廠は明治十九年（一八八六）に創設され、陸軍で必要とする被服の調達・製造や、戦用予備被服の貯蔵、被服に関する試験研究等を業務としていました。本廠は東京に置かれ、日露戦争前の明治三十六年に大阪支廠が、同三十八年に広島派出所（同四十一年から広島支廠）が設置されました。現存する広島支廠の建物四棟は、大正二年（一九一三）に倉庫として建設されたもので、

【資料1】の絵葉書にはそのうちの二棟（現在の二号棟）が写っています。

【資料2】の『陸軍被服廠要覧』は、昭和四年（一九二九）七月に編纂されたもので、陸軍被服廠の沿革や業務内容、設備や生産の状況が紹介されています。巻頭には写真も収録されており、当時の広島支廠の施設（本部、貯蔵倉庫、鉄道輸送設備）や作業（鞣皮、洗濯）の様子がわかることができます。戦前の広島支廠は、広島軍需産業を支える拠点施設の一つでした。

昭和二十年の原爆被災時には、倒壊を免れた広島支廠の建物は被爆者の臨時救護所となり、翌二十一年からは広島第一高等女学校（現在の広島皆実高等学校）、広島高等師範学校（昭和二十四年から広島大学教育学部）の校舎や、繊維関係団体の倉庫として活用されました。

昭和二十七年三月、広島県は旧広島工業（千田町）と旧広島商業（江波町）の両高等学校の土地・建物を国へ渡す代わりに、旧広島支廠の土地・建物の一部（現在の一〜三号棟など）を取得しました【資料3】。当時、広島工業高等学校は、他校との統合によって広島皆実高等学校となり（昭和二十八年に再び独立）、校舎は千田町と出汐町に分かれていました。国との財産交換には、原爆による損壊が著しい千田町校舎を手放して旧広島支廠に移転し、学校施設を出汐町へ一元化する意図がありました。一方、国が交換取得した土地・建物は、広島大学の施設に転用されました。

レンガ倉庫（一〜三号棟）はこうして県の所有となり、広島工業高等学校の製図室などとして使用されました。その後は、日本通運株式会社の倉庫として、平成七年（一九九五）まで利用されていました。

（荒木清二）



【資料1】絵葉書「広島陸軍被服支廠」大正初期（長船友則氏収集資料 200407-1205）  
右側の建物が現在の1号棟。



【資料2】『陸軍被服廠要覧』  
[長船友則氏収集資料「宇品線関係資料1」(200407-3335)所収]  
[右下] 広島支廠正面  
[下] 鞣皮作業



【資料3】旧広島陸軍被服支廠施設の交換取得に係る契約書（写し）昭和27年3月2日（広島県行政文書 S02-2015-55 所収）  
第4条に「取得した物件を県立学校の用に供さねばならない」と記載。

【寄稿】  
「先祖と出会う喜び」  
—私の文書館活用法—  
熊野良樹

はじめに

撮り溜めた写真がおよそ七千枚。その写真を整理するためのフォルダは六百を超えた。一昨年の秋から文書館に通い詰めている。利用は昼休みだけであるが、それでも四十分は使える。今も毎日コツコツと続けている。

私が調べているのは家系史という極めてプライベートなジャンルである。ご先祖は賀茂郡吉川村(現東広島市八本松町)の百姓であった。吉川村にはかつて割庄屋を勤めた竹内家があり、同家が膨大な古文書を文書館へ寄贈している。「竹内家文書」である。

竹内家文書の目録は、文書名、作成年月日、作成者・宛先、文書の形態などで構成されている。最初のころは我が家に残されている書き物を手掛かりに、先祖名を検索してヒットする文書を調べて行



書庫内の竹内家文書

った。そこから関連する周辺の文書へと輪を広げ、さらには勘も働かせながら次々と調査を進めている。

ただし、昼休みはひたすら写真を撮って資料を蓄積する。帰宅後、パソコンに整理し、これはと思うものをプリントアウトして解説に努める。そうすることで効率的に調査を進めることができています。さて、これまでに私が調べたことで興味深いものをいくつかご紹介したい。

威鉄砲

刀狩により江戸時代の農村には鉄砲はないものと思っていたが、鳥獣対策の農具として案外と普及していたようである。

貞享五年(一六八八)の吉川村には五挺の獵師鉄砲があった。そのうち二挺を当家の始祖ともいべき六兵衛が所持していた。うち一挺はねじが切れて用をなさなかったが、もう一挺は使えたようである。規格は筒三尺一寸(約九四センチ)、玉目三匁三分(約十二グラム)とある。

この六兵衛が元禄八年(一六九五)九月に亡くなると、その倅小三郎が願いを出してこの鉄砲を相続する。ただし、六兵衛も小三郎も獵師ではなく百姓である。「当村、所柄山方二面(にて)畜類多く、作毛荒シ難儀仕り候ニ付、惣百姓中も小三郎獵師仰せ付け下さる様」とあり、獣害対策に銃が必要であること、また、その願いは村人の総意であることが書かれている。

これらの鉄砲については、相続は勿論、毎年の所有者調べの記録が幕末まで残っており、鉄砲ごとの運命も興味深い。ちなみに、六兵衛の鉄砲は、小三郎、甚四郎と相続されるが、この本家筋は廃れてしまう。

名寄水帳



「名寄水帳」  
竹内家文書 540

「水帳って水利権の関係ですか」

今思うと恥ずかしくなるような質問をした。水帳とは検地帳の別称であり、御図帳とも書くらしい。今でいう固定資産台帳のようなものである。

宝暦二年(一七五二)の吉川村「名寄水帳」には村人ごとに田畠がまとめられている。田畠は一筆ごとに「中下田」や「下下田」のように細かく格付けされた上、面積と分米(その土地の石高)が定められた。

この「名寄水帳」に載っているご先祖は組頭を勤めていた六右衛門である。面積は三反三畝三步、分米二石一斗七升一合となっている。これに役目高などを加え、本高は三石五斗八合となっている。「名寄水帳」は文政三年(一八二〇)

のものも存在する。そのときの当主は長百姓の徳四郎である。面積は合計八反六畝一八歩で、分米は六石七斗五升三合、宝暦二年のそれと比べて、面積で二・六倍、分米で三・一倍に増加している。新田開発などによる耕地面積の増加や農業生産技術の向上があったものと思われる。この文政「名寄水帳」は明治の初期まで台帳として使われていたらしく、一筆ごとに所有権移転の書き込みが見られる。その書き込みからは、当家没落の経緯を追うことができる。屋敷の敷地と五筆の田は明治三年(一八七〇)二月に「竹内へ入」と記載されている。竹内家へ売ったか、質に入れたのであろう。この明治三年二月というのには意味がある。実は前年、すなわち明治二年は「巳年がしん」と呼ばれる広島藩全域に及ぶ大凶作の年であった。夏場の異常な長雨と低温で稲は実らなかつた。このため、翌春は多くの民が飢餓に苦しんだ。



竹内家文書  
4118-3

村では、極難澁者に対し、一月から助情米(有力者の無償提供)や救助米(村からの借り入れ)を順次支給したが、その間に病死する者もあつた。

この提供者の中に「先祖の六右衛門

(既出の先代とは異なる。幕末から明治を生きた二代目六右衛門)が名を連ねている。明治三年四月一日に一〇一三石、六一軒二〇三人に米を支給していることから、これを捻出するための策として、借財をしたことが想定される。

未曾有の大凶作が、当家にも打撃を与え、その孫は、村を出る決心をしたのであろう。

#### 火山榎山内密御用

この一件文書は木箱に収められている。その保管形態やタイトルの仰々しさから、村で何か事件があったに違いないと想像を膨らませた。研究員の方から「火山というのは狼煙台のことです」と聞いて妙にがっかりしたものである。

広島藩は狼煙による情報の継ぎ送り制度を設け、賀茂郡では吉川村榎山以外に、下野村朝日山、竹原西村仁賀つつみ山など全部で七箇所を火山として定めていた。内密御用であるから、その役目は親子・兄弟たりとも一切他言してはならないという厳しいものであり、吉川村国郡志にも記載はない。

ただし、狼煙の制度が実際に機能していたかどうかは疑わしく、当初は村の誰が正式な命を受けていたのかさえ不明であった。安永四年(一七七五)に庄屋全右衛門と組頭六右衛門へ命が下されて以降は、御用係を仰せつかった者が記録に残されている(御用係は二人)。

当家で言えば、六右衛門、徳四郎、七兵衛と引き継がれた。七兵衛は慶応三年(一八六七)に亡くなり、コンビを組んでいた浅七という者ひとりとなる。ただし、(七兵衛には倅がいたにもかかわらず)その代わりをする者がいないとして、浅七だけが明治まで続けたとあるから、やはりお役目は形骸化していたと思われる。



「御密事御用御請書付」  
竹内家文書 2018-1

#### 道場一件

これは浄土真宗の教義をめぐる宗派最大の紛争「三業惑乱」に村が巻き込まれた一大事件である。

西本願寺の教育機関である学林のトップ(能化)が唱えた説に対し、在野の学僧が反論し、最終的には幕府の寺社奉行による裁定で在野側が勝利した。在野のリーダーは安芸の大瀧と河内の道隠であった。

このため大瀧のおひぎ元である芸州内は宗論一致の必要があるとして末寺に至るまで教義解釈の確認が求められた。

吉川村真宗道場(西福寺)の住職は能化を批判するのは恐れ多いとして連判状の押印を拒否したところ、一門から絶交を言い渡されるなど厳しい仕打ちを受ける。

この住職が亡くなった後、その跡継ぎを村が守ろうとしてご先祖の徳四郎たちが藩からお咎めを被るというのが顛末である。事件の経緯は複雑怪奇で失踪者も出るなど不明点も多い。ただ、三業惑乱で芸州の学僧たち(芸轍と呼ばれる)が華々しい活躍をしたという表の評価に対し、裏では思想統制や締め付けがあったという一面を窺い知ることができる。



道場一件二附万書類入  
竹内家文書 6252

#### 家の間取り

ご先祖、七兵衛の家の間取りが分かった。思いもよらない発見である。

これは、文久元年(一八六一)に実施された広島藩主の領内巡見に関係している。藩主浅野茂長は自らの目で異国船防備や国境警備、領民の暮らしぶりを視察

するため三回、七十四日間にわたって領内を見て回った。その行程の中で吉川村は宿泊所になったのである。総勢三百人を超える一行を迎えるため、吉川村では庄屋、組頭、長百姓の各宅、西福寺などが宿泊所に充てられ、誰の家に藩士何人が割り当てが決められた。この時、風呂があることが特記されており、面白い。



吉川村宿割家屋略図綴  
竹内家文書 6220-12

また、それだけでなく、食事も何人前用意するか各戸に割り当てられている。村人が大わらわになった様子が目に浮かぶ。

#### おわりに

初めてご先祖の名前を見つけたときは、息をのむような思いであった。ご先祖は吉川村で確かに暮らし、苦難を乗り越えてきた。そして、今の私たちに命のバトンをつないでくれた。そのことを文書館に残されている資料で追体験できたことは大きな喜びである。

最終的には、調べたことを体系的にまとめ、後世に残したいと考えている。併せて、文書館にこうした史料が永久保存されていることも忘れずに伝えたい。

《収蔵文書展に寄せて》  
八木 緑井の歴史と災害を語る文書

災害に見舞われた八木・緑井地区  
平成三十年（二〇一八）七月六日夜から七日にかけて発生した西日本豪雨災害から二〇か月が経ちました。各地には、まだ被害の爪痕が残っており、復旧・復興に向けた作業が続いていますが、この豪雨災害の四年前に起きた平成二十六年（二〇一四）八月十九〜二十日の「広島土砂災害」の被災現場でも、大規模な堰堤工事が今も各所で続いています。

この土砂災害では、太田川流域を中心とする局所的な集中豪雨により、七七八の方が亡くなり、近年にない深刻な被害となりました。中心的な被災地である安佐南区八木・緑井地区では、当時、崩落しやすい「真砂土」という地質上の問題や、宅地開発の問題などが指摘されましたが、同時に、この地域に残る言い伝えなどをもとに、過去の災害に目を向ける必要があることも指摘されました。



砂防堰堤工事が進む八木地区

そこで、文書館の収蔵資料をもとに、八木・緑井地区を対象を絞って、どのような歴史が明らかにできるのか、災害との関わりを中心に見てみることにします。

八木用水の開削と大工卯之助

八木・緑井地区の歴史を語る上で欠かせないのが江戸時代に開削された用水路「八木用水」です。広島土砂災害が発生した際、この用水路が「土砂受け」として機能したことにより、山側から流れ下った土石流が、さらに下流へ拡散することを防いだとも言われています。

文書館には、この八木用水を開削した桑原家に伝来した古文書があります。そこでまずは、同家の文書をもとに、八木用水完成当時の様子から見てみることにしましょう。

八木用水は、江戸時代には「定用水」とも称されていました。沼田郡八木村（現広島市安佐南区）から打越村（現広島市西区）にかけて南北約一六kmにわたって開削された農業用水路であり、沼田・高宮両郡の九ヶ村（八木・緑井・中須・古市・西原・長束・新庄・打越・楠木）を灌漑しました。そして、この用水路を開削したのが、安芸国沼田郡南下安村の庄屋利右衛門の子で、広島藩の郡中御普請懸り御用聞大工を務めた卯之助でした。八木用水ができる以前の太田川西岸は、太田川に面しながらも農地が河川の水位より高い位置にあったため、農業用水の



八木用水の図（「沼田郡定用水筋細見及土功事蹟取調書」200001-68）

確保が非常に困難な地域でした。

地元の大工であった卯之助は、長年にわたって実地調査し、用水整備を実現させる旨、割庄屋さらには代官所へ出願します。代官の沖田五郎が現地見分のため出張した際、卯之助は長さ一間半（二・七m）の尺杖を持って随行し、用水設備の仕様などを細かに説明したといわれています。取水口となる八木村十歩一河原で代官から念を押された卯之助は、「もし間違いがあればいかなる処罰も受ける」と返答し、代官から開削を許可されます。

八木用水は明和五年（一七六八）四月二十八日に完成しました。用水路に水を入れる日、成功を信じて西原村へ出張した代官の沖が「卯之助、お前が先だって申したことに間違いはなかったな。私も今日はこの通り」と腹を開けて見せ（失敗したら切腹するというしぐさ）、村役人たちが感涙を流したといえます。陣笠に火事羽織姿の卯之助が八木村の



現在の八木用水

取水口で太鼓を鳴らし、水が入れられました。その水先が西原村まで来た時、歓喜した代官が用水に飛び込み、水を三度すくって呑んだということです（「沼田郡定用水筋発起由来伝承書附」）。

農業用水の確保に苦闘し、八木用水の完成に心躍らせた江戸時代のこの地域の人々の姿が、これらの文書から伝わってくるようです。

洪水の頻発と土砂災害

では次に、この地域と災害との関わりについて探ってみることにしましょう。桑原家は、卯之助だけでなく、息子の巳之助も、父の事業を継いで八木用水の管理に努めました。文化元年（一八〇四）七月、用水筋の割庄屋らが、巳之助の勤功に報いるため扶持（褒賞）を与えるよう、沼田郡役所へ出願しています（「沼田郡定用水筋細見及土功事蹟取調書」）。実は、その書付の中で、巳之助の功績の一つとして、次のような土砂崩れへの対応が紹介されています。

同年夏、広島では大規模な洪水が発生

しましたが、その際、緑井村の植竹（現安佐南区緑井八丁目）で、「山抜」（土砂崩れ）が発生し、土石流が八木用水を九町（約1km）にわたって埋め尽くす被害が発生しました。この時已之助は、災害当日から陣頭指揮をとって用水路の復旧に尽力したというのです。

八木用水が1kmも埋没するという、かなり大規模な土砂崩れであったにもかかわらず、当時は現在のように、山際に人家がそれほど建っていないか、死傷者の記録はなく、植竹の「山抜」に関する記述も他に見ることができません。では、この地域では、これ以外にどのような災害があったのでしょうか。

じつは、文書館では、旧安佐郡の村役場文書の一部を所蔵しています。この中には、八木村や緑井村の山林の用益に関する文書が含まれており、その中に、洪水被害の記述を見ることが出来ます。

例えば、文政十三年（一八三〇）十二月、八木村の村役人らが村内にある御建山（藩有林）などの払い下げを求めて郡役所に歎願した書付があります（天保三



文化元年の「山抜」の記述  
(200001-68)



昭和30年代後半の緑井地区植竹(S01-2012-1055)。住宅地と農地の境界を八木用水が流れる。

年「八木村御山所臨時控帖」）。

この中で、村の記憶に残る災害として、まず寛政八年（一七九六）の大洪水が記されています。この時「田畑大半掘流、河原同様二相成」という状態になり、田畑が荒れて「作毛不熟」になっています。次いで、文政十一年（一八二八）秋には「大風三而内外損亡不少」となり、さらに文政十三年（一八三〇）にも大洪水があり、寛政八年に劣らず「田畑及大損」と記されています。これら度重なる洪水被害により、田畑が砂地同然となったため、木材用に適していない山林を伐採して薪に使用し、灰を肥料とすることで耕地の回復を図ろうとしたのです。しかし

この地域では、嘉永三年（一八五〇）にも再び大洪水が発生しています。このような文書を見ると、この地域の農村経済は、まさに自然災害との闘いだったことがうかがえます。

## 伝説と地名

ところで、広島土砂災害が発生した際、被災地である八木地区に、かつて「蛇落地悪谷」という地名があったことが報道されました。『佐東町史』には、蛇落地観世音菩薩堂が紹介されていますが、地域の歴史を理解するには、こうした言い伝えを裏付ける文書や記録がどれだけ残っているか、調べる必要があります。

文書館が所蔵する資料の中で、この地名が記された原文書は今のところ確認できません。唯一この伝承を記したものは、辻治光氏が記した『実伝蛇王池物語』があります（『佐東町小史』）。これは、現在の八木三丁目にある蛇王池の碑を建立した施主の一人である辻氏が、石碑建立に合わせて昭和二十八年（一九五三）に発行したもので、この中で、香川勝雄が退治した大蛇の首が沈んだとされる蛇王池の辺りがかつて「蛇落地」と称してゐましたが、後に語路によつて上楽地と書き改められました」と記しています。因みに、辻氏の著作のもとになった享保二年（一七一七）出版の『陰徳太平記』には、「蛇落地」の地名は出てきません。なお、文書館所蔵の安佐郡村役場文書に含まれている嘉永二年（一八四九）の「沼田郡八木村山帖」をもとに、この地域の地名を調べてみると、「上楽地」「上楽地観音屋敷」「足谷」のほか、「地獄谷」といった地名も記されていますが、「蛇落地」「悪谷」という地名は見えません。

伝説に基づくこれら地名の確認には、文書・記録の中身をくまなく調べる必要がありそうです。いずれ、新たな史実が浮かび上がってくるかもしれません。

## 地域の歴史を語る資料

文書館には、これまで紹介した桑原家文書や安佐郡村役場文書のほかに、戦前に教員として安佐郡の尋常高等小学校長などを務め、戦後は安佐町史の編纂などにも携わった郷土史家植田静人氏の文書も所蔵しています。八木・緑井を含む旧安佐郡域の様々な歴史を調べた膨大な資料であり、この中には、先に紹介した蛇王池物語のほか、嘉永三年の大洪水に関する一件記録も含まれています（「当月朔日洪水損所一件諸扣帳」）。

近年、地域歴史資料学という考え方が提唱されています。各地で大規模災害が連続するなか、災害に強い地域をつくるため、被災地に残る歴史資料から過去の災害を明らかにすることで、今後への防災に活かす取り組みがなされているのです。また、災害以外にも様々な史実に関する記述を読み解くことで、その地域の歴史を豊かに描き、それを後世に伝えることもできます。これらの文書は、そうした地域の発展に資する可能性をもった歴史資料であると思います。（西向宏介）

『閲覧室から』  
新聞資料と閲覧室のリニューアル

『広島県立文書館だより』第七号（平成八年三月）では、当館の新聞資料を「利用頻度からいえば、新聞は当館所蔵資料のベスト1」と紹介しています。それから二十四年を経過した現在においても、その位置付けは変わらないどころか、当時と比較して、収蔵する新聞の年代やタイトル数も拡大し、当館での新聞資料利用の比重はますます大きくなっています。下の表は当館が収蔵する国内の主要な新聞資料です（移民関係の邦字新聞や原爆報道関係の外国新聞などについては、『広島県立文書館だより』第七号を参照）。新聞記事は、過去のある時点である事象が起こったという事実を確認し、その事象がどのような社会的反応を起こした

収蔵文書展 災害を語る歴史資料

期間 令和2年3月27日(金)～6月13日(土)

場所 広島県立文書館展示室

関連事業 文書館講演会

(収蔵文書展に関連した内容を予定)

期日 令和2年6月6日(土)10:00～

場所 広島県情報プラザ第1研修室

講師 西向宏介(広島県立文書館主任研究員)

かという当時の世相などを調べる上で大変有用な情報源です。

一般的に新聞は長期保存には向いていません。新聞紙には機械バルブ紙が含まれているため、数日置くと黄ばんでしまいます。例外もありますが、図書館などでは、新聞の保存期間は一年から数年程度とされ、それを過ぎると廃棄される場合が多いようです。新聞を保存するには、原紙そのものではなく、新聞に掲載された情報を保存することが一般的で、古くはマイクロカメラによる撮影、最近ではスキャニングなどにより電子データとして保存されています。

スキャニングをすると「検索システム」による記事検索も可能となります。全国紙の場合は、古い時代からのオンラインデータベースなどが整備され、必要な記事を検索することも可能となっています。

しかし、広島県の地方紙、例えば『中国新聞』の場合は、デジタル化された近年の紙面や、縮刷版（昭和四十一年八月～昭和五十年五月）、項目別記事索引（昭和五十年六月～平成十年八月）が刊行されている年代を除き、欲しい記事を探すためには、今のところ新聞をめくるか、マ

イクロフィルムの画像を、マイクロフィルムリーダーなどを使って丹念に探していくし手段がありません。

当館では、広島県の代表的な地方紙を表に記載した形態で閲覧していただいています。『中国新聞』、『芸備日日新聞』、『安芸津新報』、『朝日新聞』広島版など

は、マイクロフィルムなどからA3版の複製を製作し、製本しているのが特長です（一部を除く）。年月日がわからない記事を、リーダーなどの小さな画面で探すのは骨の折れる作業ですが、製本の複製資料を指でめくれば、見つけるまでの時間を短縮することが可能です。

表 当館が収蔵する国内主要新聞

タイトル	年 月	形態
中国新聞	明治27年(1894)4月～昭和43年(1968)12月 * 明治27年9月前半, 明治32年11月～12月, 大正12年1月～4月, 大正12年9月～大正13年4月, 大正13年9月～大正14年2月は欠	A3版複製
	昭和41年(1966)8月～昭和50年(1975)5月	縮刷版
	昭和50年(1975)6月～平成6年(1994)12月	マイクロフィルム
芸備日日新聞	明治25年(1892)5月～6月, 明治26年11月～明治27年3月 * 欠あり	原本・DVD
	明治27年(1894)9月後半～大正7年(1918)5月	A3版複製
安芸津新報	明治22年(1889)10月～明治24年(1891)7月5日, 明治24年11月17日 * 欠あり	A3版複製
夕刊ひろしま (夕刊中国)	昭和21年(1946)6月～昭和26年(1951)9月 * 昭和21年12月～昭和22年2月, 昭和23年1月～昭和23年4月, 昭和24年8月は欠	A3版複製
日注雑記	明治4年(1871)12月～明治5年1月(1～2号)	B5版複製など
広島新聞 (承流舎)	明治5年(1872)4月～明治6年2月(1～22号)	A4版複製など
	明治6年(1873)6月～7月(28号～29号)	B4版複製
小田県新聞	明治6年(1873)1月～9月(1～6号)	A4版複製
広島新聞 (真報社)	明治10年(1877)2月1日・5日, 3月10日	B4版複製
広島新聞 (興風社)	明治10年(1877)11月19日～明治13年3月23日 * 欠多し	A5版複製 B4版複製
広島日報	明治13年(1880)3月5日, 7月12・13・20日, 12月2日, 明治14年(1881)3月26日～11月10日, 明治15年2月3日, 明治35年(1902)4月26日～12月5日 * 欠多し	原本 B4版複製
芸備日報	明治15年9月3日～12月12日, 明治17年1月9日 * 欠多し 明治19年7月23日	B4版複製
大阪朝日新聞 (広島版など)	大正4年10月～昭和15年8月	A3版複製
朝日新聞 (広島版など)	昭和15年9月～昭和40年12月	A3版複製



『中国新聞』の書架  
(右奥は『芸備日日新聞』の書架)

閲覧室では、利用者からのご要望に応じて、『芸備日日新聞』に加え、今年一月から、これまで書庫に配架していた『中国新聞』の複製を全て閲覧室に開架して自由に閲覧していただくことにしました。今後も閲覧室の書架を増設し、利用頻度の高い複製資料や図書などを開架していく予定です。

#### 【芸備日日新聞】

明治二十一年（一八八八）創刊。県内で優勢であった芸備立憲改進黨と結び、その機関紙の役割を果たした。『中国新聞』とは、広島政界を二分して激しい応酬を繰り返したが、次第に押され、昭和十年（一九三五）に同紙に経営を委ねた。

#### 【安芸津新報】

明治二十二年創刊。旧広島藩主浅野長勲が作らせた地方政党、政友会の機関紙であったが、同二十四年に政友会が解散



『芸備日日新聞』『夕刊ひろしま』  
『中国新聞』『安芸津新報』の複製

すると経営困難となり、同二十六年廃刊。

#### 【中国新聞】

明治二十五年、『安芸津新報』廃刊前に退社した政友会の幹部により『中国』として創刊。後に『中国新聞』と改題して現在に至る。

#### 【夕刊ひろしま】

昭和二十一年（一九四六）創刊。好評を博したが、次第に経営が困難となり『夕刊中国』と改題した後、昭和二十五年『中国新聞』の夕刊紙として再発足した。

(西村 晃)

### 平成三十年度に収集した古文書

#### 石津家文書（寄贈）

石津家は山県郡大朝村庄屋。大朝村の年貢免状や鉄関係証文、辞令・書画など二二八点。（請求番号二〇一八〇一）

#### 寺島卓一氏収集文書（寄贈）

元国鉄職員であった寄贈者の父親が収

集した、戦前の全国観光地絵葉書・パンフレットなど三三二点。

(請求番号二〇一八〇二)

#### 高上龍雄氏収集文書（寄贈）

寄贈者の夫が収集した明治神宮外苑聖徳記念絵画館の壁画絵葉書など二二点。

(請求番号二〇一八〇三)

#### 和田家文書（寄贈）

佐伯郡小方村の和田家は、歴代庄屋、佐伯郡割庄屋、家老上田家給知の頭庄屋などを務めた。大竹市重要文化財指定の和田家文書は、国境紛争や長州征伐関係資料を含む一一、三二九点以上。

(請求番号二〇一八〇四)

#### 多田家文書（寄贈）

多田家は広島藩士で、多田円明流剣術の師範。維新後、北海道に渡った多田寛の辞令や北海道の写真、寛の叔父、辻維岳の写真や書翰など二七九点。

(請求番号二〇一八〇五)

#### 三浦昇一資料（寄贈）

部落解放同盟中央本部中央委員、自治労広島県本部執行委員長などを歴任した三浦昇一氏が収集・作成した部落解放運動や労働運動、社会問題に関する資料二、七七七点。（請求番号二〇一八〇六）

#### 奥田家文書（寄贈）

三谿郡松村の奥田家に伝来した明治前期の神社合併に関する文書など四六六

と、その親戚にあたる三谿郡吉舎村の奥田家の文書三二点、合計七八点。

(請求番号二〇一八〇七)

#### 瀧口家文書（寄贈）

瀧口家は双三郡吉舎町で呉服店を営んだ。明治時代以降の家相図など二七点。

(請求番号二〇一八〇八)

#### 田原家文書（寄贈）

田原每一は双三郡吉舎町の町会議員などを務めた。頼母子証書、議員当選告知など三二点。（請求番号二〇一八〇九）

#### 大瀬戸捷文氏所蔵文書（寄贈）

昭和十二年の盧溝橋事件から翌年の武漢三鎮陥落にかけて、陸軍雇員らが戦地の様子を書いて中国戦地から送った書簡綴一点。（請求番号二〇一八一〇）

#### 松尾幾雄氏所蔵文書（寄贈）

奴可郡田黒村の明治九年「反別地価帳」三点。（請求番号二〇一八一二）

#### 村上綱一氏収集文書（寄贈）

山県郡大朝村の明治二十八年「神社取調書」など二点。（請求番号二〇一八一三）

#### 松田家文書（寄贈）

松田家は豊田郡能良村で戸長や村長などを務めた。江戸時代の庄屋文書や、明治から昭和前期までの公文書など、段ボール三四箱分と衡立一つ。

(請求番号二〇一八一三)

霹靂神社文書 (寄贈)

三原市本郷町船木の霹靂神社が所蔵していた和書や葛籠入り文書、軸物など一〇四点。同社は平成三十年七月豪雨で被災した。(請求番号二〇一八一四)

友久武文資料 (寄贈)

国文学者(日本口承文芸)で広島女子大学・友久武文教授が収集した県内田植歌の歌詞の筆写原稿や写真、音声テープなど三二二点。(請求番号二〇一八一五)

岡村俊治資料 (寄贈)

山口県出身の岡村俊治が授与された呉海軍工廠見習工員教習所教育教程卒業証書など三点。(請求番号二〇一八一六)

長田家文書 (寄贈)

日露戦争従軍兵士が故郷の豊田郡東生口村の長田家へ宛てた封書など一八点。(請求番号二〇一八一七)

井東外次郎氏収集文書 (寄贈)

寄贈者の父親が収集した絵葉書のアルバムと、原村陸軍演習場絵葉書五枚、計六点。(請求番号二〇一八一八)

今津隆氏所蔵文書 (寄贈)

大正十二年に撮影された、山県治郎広島県知事を含む都市計画関係地方官・都市研究会の集合写真一点。(請求番号二〇一八一九)

植林家文書 (寄贈)

植林家は、安芸郡下瀬野村で酒・醬油醸造業を営み、村会・県会議員や下瀬野・瀬野村長などを務めた。平成三十年七月豪雨で被災し、レスキューされた古文書など七三〇〇点以上。(請求番号二〇一八二〇)

藤井家文書 (寄贈)

明治四十三年、広島県立高等女学校(現広島皆実高校)の女学生が三次へ帰郷した夏休み日記一点。(請求番号二〇一八二一)

吉村家文書 (寄贈)

広島藩士の奉公書、大正の女学校女子教諭の辞令類や古寺めぐりメモ・スタンブ帳など一八点。(請求番号二〇一八二二)

奥一浩氏所蔵文書 (寄贈)

明治三十五年発行の『鉄道航路旅行案内』など時刻表二冊と、移民した先祖に関する書簡・写真類四点。(請求番号二〇一八二三)

佐川延一氏収集文書 (寄贈)

下張文書等四点。(請求番号二〇一八二四)

このほか七件、二、五九七点が追加寄贈・寄託される一方、箕浦家文書(二〇一五〇三)と、井上家文書(二〇一七〇九)の一部、計一〇六点を返却し、合計古文書は二八五、四八六点となった

平成三十年度の主なできごと

5月3日 新収集古文書などを燻蒸

5月22日	平成30年度広文協総会
6月2日	文書館講演会
6月9日	古文書解説入門講座開講
6月15日	文書調査員会議
6月18日	収蔵文書紹介展・写真展「三江線の軌跡」(〜9月22日)
6月22日	安田女子大学古文書学実習
7月6日	県立大・図書館・文書館連携公開講座(〜20日、3回)
7月12日	豪雨被災文書の救助活動開始
8月27日	書庫などで空中浮遊菌調査
9月8日	続古文書解説入門講座開講
9月20日	広文協が「古文書の保存・活用に関するアンケート調査」
9月29日	収蔵文書紹介展「激動の時代幕末維新の広島と古文書」(〜12月27日)
10月7日	開館30周年記念・明治150年記念講演会
10月24日	第4書庫の一部にハンドル式集密書架を設置
10月25日	広文協第1回研修会
11月9日	県庁選別文書を観音書庫へ搬入
11月29日	広大・図書館・文書館連携事業「地域アカデミー二〇一八」保存管理講習会
12月28日	紀要第14号発行
1月19日	収蔵文書紹介展「戦後広島県教育の軌跡」(〜3月16日)
1月31日	広文協第2回研修会
3月8日	文書館だより43号発行
3月29日	収蔵文書展「古文書にみる広島藩士の肖像」(〜6月9日)

利用案内

■開館時間

\*月〜金曜日 9時〜17時  
\*土曜日 9時〜12時

■休館日

\*日曜日、国民の祝日及び休日  
\*年末年始(12月28日〜1月4日)

■交通

\*JR広島駅からバス(ベイシティ経由広島港方面行き)で「広島県情報プラザ前」下車すぐ、路面電車(紙屋町経由広島港行き)で広電本社前下車約五〇〇m、広島県情報プラザ2F



広島県立文書館だより 第四十四号

令和二(二〇二〇)年三月十六日発行

編集発行 広島県立文書館

広島市中区千田町三丁目七-四七

電話 〇八二-二四五一八四四四

FAX 〇八二-二四五一四五四一

ホームページ

https://www.pref-hiroshima.lg.jp/site/monjikan/

印刷 株式会社 沼田総合印刷